

第2次沖縄県建築行政マネジメント計画
(平成27年度～平成31年度)

沖縄県特定行政庁連絡協議会

平成27年3月

目 次

I	計画策定の背景・目的	1
II	計画の主体	1
III	計画の実施期間	1
IV	施策の運用及び見直し	1
V	推進すべき施策内容及び実施区分	2
1	建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保	3
(1)	迅速かつ適確な建築確認審査の徹底	
(2)	中間検査・完了検査の徹底	
(3)	工事監理業務の適正化とその徹底	
2	指定確認検査機関、建築士事務所等に対する指導・監督の徹底	5
(1)	指定確認検査機関等に対する指導・監督の徹底	
(2)	建築士・建築士事務所に対する指導・監督の徹底	
3	違反建築物等への対策の徹底	6
(1)	違反建築物対策の徹底	
(2)	違反設置エレベーターの対策の徹底	
4	既存建築物及び建築設備の適切な維持管理による安全性の確保	7
(1)	定期報告制度等の適正な運用による既存建築物の維持保全の推進	
(2)	建築物の耐震診断・改修の促進	
(3)	既存建築物の適切な維持管理の促進	
5	事故・災害時の対応	9
(1)	事故発生時の迅速かつ適確な対応の推進	
(2)	災害発生時の迅速な対応の推進	
6	消費者への情報提供等	10
(1)	消費者への確認検査、工事監理等に関する情報の開示	
(2)	建築確認手続き等の広報・普及	
7	執行業務体制の整備	11
(1)	内部組織の執行体制	
(2)	関係機関・関係団体との連携による執行体制	
(3)	建築確認・検査等に係るデータベースの整備	
VI	建築行政マネジメント計画の達成目標 (沖縄県、那覇市、浦添市、宜野湾市、沖縄市、うるま市)	12
VII	円滑な建築確認手続き等に係る推進計画書	15

I 計画策定の背景・目的

沖縄県では、平成 10 年 6 月の建築基準法の改正を受け、建築物の安全性の確保を図るため、平成 11 年 11 月に「沖縄県建築物安全安心実施計画」を策定し、確認検査制度の周知徹底等の建築基準法の実行性を高める取り組みを行った結果、完了検査率の大幅な向上が図られた。

その後、平成 17 年 11 月に発生した耐震強度偽装事件を受けた平成 19 年の建築基準法の抜本的な改正、また、平成 22 年の建築確認審査の迅速化をはじめとする建築確認手続き等の運用改善の実施など、新築時の建築物をはじめとする建築物の安全対策のための新たな枠組みができたことにより、建築行政にはそれに対応した総合的な対策や体制の整備が強く求められた。

また、建築火災、各種のエレベーター・エスカレーター事故、外壁タイル落下事故等の既存建築物等の維持管理の不備に起因する重大事故が発生したことから、既存建築物を含めた総合的な建築物の一層の安全性の確保が求められた。

このような背景を機に、沖縄県及び県下各特定行政庁では、平成 22 年 5 月に国から出された建築行政マネジメント計画策定指針（技術的助言）を踏まえ、新築時の建築物及び既存建築物等を含めた建築物の安全対策を総合的かつ計画的に実施していくことを目的とする「沖縄県建築行政マネジメント計画」を策定し、計画に基づく施策を実行してきた。

今回、平成 23 年度から平成 26 年度までを期間として実施してきたマネジメント計画が終了することに伴い、これまでの計画の推進状況や課題点を踏まえた「第 2 次沖縄県建築行政マネジメント計画」（以下、「マネジメント計画」という。）を策定する。

本計画における基本的な施策については前回計画の内容を引継いでいくこととし、近年の建築基準法制度の改正及び社会情勢の変化等に応じて項目の追加・見直しを行った。「VI 建築行政マネジメント計画の達成目標」については、各特定行政庁間で共通した目標が多いことから個別に作成していた達成目標を統一している。また、「VII 円滑な建築確認手続き等に係る推進計画書」については、建築基準法の改正による新たな建築確認制度に合わせて、適宜推進計画の見直しを行っていく。

当該計画の各種施策を関係団体、関係機関と連携し的確に実施することにより、本県における建築物のより一層の安全性の確保を図っていく。

II 計画の主体

沖縄県特定行政庁連絡協議会

（構成：沖縄県、那覇市、浦添市、宜野湾市、沖縄市、うるま市）

III 計画の実施期間

本計画の実施期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とする。

IV 施策の運用及び見直し

本計画による達成目標の項目については、県内で統一し、具体的実施要領及び目標値の設定は各特定行政庁において別途定めるものとする。

目標に対する達成状況を踏まえ、計画期間中であっても、必要に応じてマネジメント計画の見直しを行うなど、適宜改善を図る。

V 推進すべき施策内容及び実施区分

実施機関について

マネジメント計画における各施策については、以下の実施機関により推進するものとする。

県	沖縄県
特定行政庁 (略称：特庁)	那覇市、浦添市、宜野湾市、沖縄市、うるま市
指定機関 (略称：指定)	県内指定確認検査機関、県内指定構造計算適合性判定機関
関係団体	A：公益社団法人 沖縄県建築士会 B：一般社団法人 沖縄県建築士事務所協会 C：一般社団法人 沖縄県建設業協会 D：公益社団法人 日本建築家協会 沖縄支部 E：一般社団法人 沖縄県設備設計事務所協会 F：一般社団法人 日本建築構造技術者協会九州支部沖縄地区会 G：一般社団法人 沖縄県電気管工事業協会 H：公益社団法人 沖縄県宅地建物取引業協会 I：NPO 法人 沖縄県建築設計サポートセンター
関係機関	警察、消防、電気事業者、水道事業者、消費生活センター等

施策表の見方

(例)

No	施策内容	実施区分				
		県	特庁	指定	関係団体	関係機関
1	「円滑な建築確認手続き等に係る推進計画書」に基づき・・・	●	●	●	○ A-F	○

施策内容：本計画で推進すべき施策内容を示す。

実施区分：中心となる実施主体を「●」、支援、連携する実施主体を「○」で示す。関係団体の一部が実施主体となる場合、「A,B,G」「A-F」のように該当する関係団体を記号で表記する。

1 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保

【基本方針】

円滑な経済活動の実施を確保しつつ、建築確認の実効性を確保するため、迅速かつ適確な建築確認審査の実施、中間・完了検査の確実な実施及び工事監理業務の適正化の取り組み等を徹底する。

(1) 迅速かつ適確な建築確認審査の徹底

建築確認手続の迅速化・円滑化を図るための、本マネジメント計画の一部である「円滑な建築確認手続等に係る推進計画書」に基づく取り組み等を推進する。

No	施策内容	実施区分				
		県	特庁	指定	関係団体	関係機関
1	「円滑な建築確認手続等に係る推進計画書」に基づき、迅速かつ適確な確認審査を実施するとともに、確認審査、消防同意手続きの並行審査の実施を推進する。	●	●	●	○ A-F	○
2	建築確認円滑化対策連絡協議会において、確認審査上の情報等の共有化、意見交換を行い、円滑な確認審査に努める。	●	●	○	○ A-F	
3	「沖縄県建築基準法取扱基準」の項目追加等により、建築基準法や関係法令の解釈・運用の明確化及び円滑化を図る。	●	●	○		
4	審査技術力の向上及び建築主事等の確保を図るため、審査担当者等の研修会、講習会への積極的な参加を促す。	●	●	●		
5	指定道路台帳等の活用により、窓口相談業務の円滑化を図る。	●	●	○		
6	審査の進捗管理を行い、円滑な確認審査を行う。また、審査に時間を要したものはその対応策を検討する。	●	●	●		

(2) 中間検査・完了検査の徹底

建築物の安全性確保と違反建築物の発生防止には、施工時における建築基準関係規定への適合性を確保することが重要であるため、建築技術者や建築主等に対し、この制度の周知啓発を図り、中間検査及び完了検査の更なる徹底を図る。

No	施策内容	実施区分				
		県	特庁	指定	関係団体	関係機関
1	建築主に対して、リーフレットの配布、ホームページ等により受検の必要性を周知するとともに、確認済証交付時に中間・完了検査手続きの案内文書の配布を行う。	●	●	●		
2	工事完了予定日をもとに、未受検建築物に対する受検喚起等を行う。	●	●	●		
3	未受検建築物に関与した建築士・建築士事務所に対して、指導・監督の強化を図る。	●	●			
4	中間検査・完了検査は、工事監理者の立会いを原則とし、工事監理の状況や書面による工事監理契約の締結を確認するなど、適切な工事監理の実施を徹底する	●	●	●		
5	各関係団体のホームページ及び機関誌並びに定期講習会等により中間検査・完了検査の受検について周知し、各種手続きの遵守の指導を行う。	○	○	○	● A-E	

(3) 工事監理業務の適正化とその徹底

建築工事における工事監理の重要性を建築主に周知する。また、工事監理業務の適正化を図るため、

工事監理者に対し建築主への工事監理の受託内容の書面交付や工事監理報告書の提出を指導するとともに、書面による契約を促進することにより工事監理契約の適正化を図る。

No	施策内容	実施区分				
		県	特庁	指定	関係団体	関係機関
1	工事監理の重要性を建築主に周知を図る。	●	●	●	○ A-G	
2	建築確認申請書の工事監理者の記載を徹底する。	●	●	●		
3	工事監理が適正でないと思受けられる工事監理者に対しては、工事監理状況の報告を求め、改善を促すなど、工事監理業務の適正化を推進する。	●	●	●		
4	工事監理の適正化及び工事監理報告書の提出義務等について、関係団体が実施する各講習会及び広報誌等により会員への周知徹底を図る。	○	○		● A-G	

2. 指定確認検査機関・建築士事務所等に対する指導・監督の徹底

【基本方針】

適確な確認審査・検査及び構造計算適合性判定審査を確保するため、また適切な設計・工事監理により建築物の安全性を確保するため、指定確認検査機関・建築士事務所等に対する指導・監督を徹底する。

(1) 指定確認検査機関等に対する指導・監督の徹底

適確な確認審査・検査及び構造計算適合性判定審査を確保するため、指定確認検査機関等に対する指導・監督を徹底する

No	施策内容	実施区分				
		県	特庁	指定	関係団体	関係機関
1	特定行政庁との連携により、県内指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関への立入検査を実施する。	●	○			
2	指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関の処分基準に基づく指導・監督や処分の徹底	●				

(2) 建築士・建築士事務所に対する指導・監督の徹底

適切な設計及び工事監理を通じた建築物の安全性確保のため、建築士及び建築士事務所に対する適確な指導・監督を徹底する。

No	施策内容	実施区分				
		県	特庁	指定	関係団体	関係機関
1	建築士及び建築士事務所の処分基準に基づく指導・監督や処分を徹底する。	●	○			
2	建築士事務所の適正な業務の監視を図るため、定期的に建築士事務所への立入等を実施する。	●	○			
3	管理建築士講習・建築士定期講習の受講、業務報告書の提出の周知徹底	●	○		● A,B	
4	建築士の知識や社会的責任に対する意識の向上を図るため、建築士団体等において、会員の資質・能力の向上や建築士の業務の適正化のための研修を実施する。	○	○		● A,B	

3 違反建築物等への対策の徹底

【基本方針】

違反建築物対策として、建築パトロールの強化、違法設置エレベーターに係る情報窓口の設置等を行い、また、警察・消防等の関係機関との連携により違反是正に係る執行体制を整備し、迅速な是正指導等を行う。

(1) 違反建築物対策の徹底

違反建築物の未然防止を図るため、建築パトロールを強化する。また、関係機関等と連携を図り、違反是正の実効性の確保を図る。

違反建築物に関与した建築士等に対し、行政的な指導・監督の強化を図る。

No	施策内容	実施区分				
		県	特庁	指定	関係団体	関係機関
1	特定行政庁における定期パトロールの実施や指定確認検査機関との連携強化及び特定行政庁間の情報共有等により、違反建築物を早期に発見し、是正指導を行う。	●	●	○		
2	違反建築物等に関与した建築士・建築士事務所に対しては、建築士法等に基づく指導・監督の強化を図る。	●	○			
3	常習的で悪質な違反を行う建築主等に対しては、監視を強化し、是正命令をはじめとした厳正な措置を講ずる。	●	●	○		
4	警察、消防、電気事業者、水道事業者等の関係機関・団体との連携強化による違反建築物対策の実効性を確保する。	●	●		○ H	○

(2) 違法設置エレベーターの対策の徹底

建築確認等の必要な手続きが行われていない違法設置エレベーターについては、情報の受付窓口を設置するとともに、関係機関との連携を図り、違法設置エレベーターに係る情報を把握した場合には、是正指導等を徹底する。

No	施策内容	実施区分				
		県	特庁	指定	関係団体	関係機関
1	違法設置エレベーターに係る情報窓口の設置	●	●			
2	違法設置エレベーターについて、関係機関との連携を図り、情報を把握した場合は、是正指導又は改善指導を徹底する。	●	●			○

4 既存建築物及び建築設備の適切な維持管理による安全性の確保

【基本方針】

既存建築物の適正な維持管理を進めることは、災害の未然防止及び良好なストックを形成するうえで非常に重要な事項である。よって、建築物等の適正な維持管理を推進するため、指定確認検査機関や関係団体等との連携により、建築物の所有者等に対し、適切な維持保全の方法について周知を図るとともに、定期報告制度の履行の徹底を図る。

また、質の高い建築物のストックを形成するため、耐震診断・耐震改修及びアスベスト改修を促進する。

(1) 定期報告制度等の適正な運用による既存建築物の維持保全の推進

建築物の経年劣化状況及び避難施設の維持管理状況等を適確に把握することにより、違反建築物対策や既存建築物の安全対策に活用する。

No	施策内容	実施区分				
		県	特庁	指定	関係団体	関係機関
1	定期報告対象建築物の確認済証交付時における定期報告の案内文の添付、ホームページによる情報発信等により定期報告制度の周知を図る。	●	●	●	○ A-H	
2	定期報告対象建築物の把握に努め、データベースを整備する。	●	●	○		
3	未報告建築物については所有者等に報告の督促を徹底する。	●	●			
4	未報告建築物を防災査察の対象と位置づけ、防災上重要な建築物から優先的に、立入調査を実施する。	●	●			○
5	定期報告により判明した違反については是正指導を行い、そのフォローアップに努める。	●	●			
6	関係団体と連携を図りながら、建築士、調査資格者等を対象とする講習会を開催し、制度内容の周知及び技術の向上を図る。	○	○		● A,B, G	

(2) 建築物の耐震診断・改修の促進

地震防災対策の必要性及び耐震改修促進計画等を踏まえて、新耐震基準施行以前の建築物の耐震診断を促進するとともに、耐震診断基準に満たない建築物の耐震改修等を促進する。

No	施策内容	実施区分				
		県	特庁	指定	関係団体	関係機関
1	建築物所有者等に対し、耐震化の必要性等について周知を行う。	●	●		○ A-I	
2	耐震相談窓口の設置等により、適切な相談体制を確保する。	●	●		○ A,B	
3	耐震診断・改修に係る助成制度により、住宅・建築物の耐震化の促進を図る。	●	●		○ A-I	
4	公共建築物の耐震化を計画的に推進する。	●	●			
6	ブロック塀等の倒壊に対する危険性について県民に周知し、安全対策の普及啓発を行うなどブロック塀の耐震化を促進する。	●	●	○	○ A-D, F,H, I	
7	耐震診断及び耐震改修を行った建築物のデータベースの整備	●	●			

8	耐震診断・改修に係る研修、講習会を実施し、耐震診断・改修技術者の育成又は技術力の向上を図る。	○	○		● A-C, E,F,I	
---	--	---	---	--	--------------------	--

(3) 既存建築物の適切な維持管理の促進

既存建築物が適法で、かつ安全性を確保しつつ適切に維持管理、有効活用できるよう、建築物所有者等に普及啓発を行う。また、アスベストを有する建築物の所有者等によるアスベストの除去等の促進を図る。

No	施策内容	実施区分				
		県	特庁	指定	関係団体	関係機関
1	建築物所有者等に対し、確認申請図書や検査済証等の保存の重要性の周知を行う。	●	●	○	○ A-H	
2	特殊建築物等の所有者等に対し、パンフレットの配布や講習会を開催することにより、建築物の適正な維持管理の重要性について普及啓発を図る。	●	●	○	○ A-H	
3	建築物の外壁、広告板、建築設備等の落下物対策を推進する。	●	●			
4	著しく保安上危険または衛生上有害な既存不適格建築物に対する是正勧告を的確に行う。	●	●			
5	アスベスト使用建築物のアスベストが除去されるまでのフォローアップを行う。	●	●			
6	パンフレット等を配布し、アスベスト対策の周知徹底を図る。	●	●			

5 事故・災害時の対応

【基本方針】

事故・災害発生時に関係機関との連携による迅速かつ適確な対応を可能とする体制整備を図る。

(1) 事故発生時の迅速かつ適確な対応の推進

既存建築物、昇降機及び遊戯施設で事故が多発していることから関係機関と連携し事故発生時の迅速かつ適確な対応を図る。

No	施策内容	実施区分				
		県	特庁	指定	関係団体	関係機関
1	事故発生時、迅速に対応するため、消防・警察その他関係機関・関係団体との連携を図る。	●	●	○	○ A-H	○
2	事故に関して迅速な調査を行い、その結果を関係機関・関係団体に情報提供する。	●	●	○	○ A-H	○

(2) 災害発生時の迅速な対応の推進

災害発生時に迅速な対応をとれる体制の整備を図る。

No	施策内容	実施区分				
		県	特庁	指定	関係団体	関係機関
1	震災時の応急危険度判定対応体制の整備	●	●		○ A-C, F	○
2	市町村応急危険度判定実施本部マニュアルを策定する。	○	●			
3	応急危険度判定士の確保と訓練等の実施による技術力の向上を図る。	●	●		○ A-C, F	

6 消費者への情報提供等

【基本方針】

消費者が、建築物の建築・購入等の際し、建築物の質を適切に評価できるために、建築基準法に基づく各種手続きについて、関係団体と連携し普及啓発を行うとともに各建築物の手続きの履歴、設計者、工事監理者等の情報の開示を図る。

(1) 消費者への確認検査、工事監理等に関する情報の開示

書類の閲覧制度に基づき、建築物の確認検査等の手続きの履歴、設計者、工事監理者等の情報開示を行うことにより、県民が建築物を購入する際に建築物の安全性及び適法性について適切な判断ができるよう情報提供を行う。

No	施策内容	実施区分				
		県	特庁	指定	関係団体	関係機関
1	建築物の確認・検査履歴や定期報告の状況等が示された「建築計画概要書」、「処分の概要書」、「定期調査報告概要書」等の閲覧制度をホームページへの掲載やリーフレットの配布等により、広く周知する。	●	●			○
2	建築士登録名簿及び建築士事務所登録名簿の閲覧等、建築士・建築士事務所を選択できるための情報開示を推進する。	●			● B	

(2) 建築確認手続き等の広報・普及

消費者がわかりやすい建築基準法に基づく各種手続きについて、広報を行うとともに、普及啓発を図る。

No	施策内容	実施区分				
		県	特庁	指定	関係団体	関係機関
1	確認手続き、検査等についてとりまとめ、ホームページやリーフレットの配布等により、県民への普及啓発を図る。	●	●	○	○ A-H	
2	違反建築防止週間等を活用した相談窓口の設置（関係団体を含む。）及び県民へ各関係団体の住宅関係に係る各種相談窓口の周知を図る。	●	●	○	○ A-H	○

7 執行業務体制の整備

【基本方針】

具体的施策を遂行するための効果的な執行業務体制の構築を図るとともに、関係機関及び関係団体との連携を強化する。また、建築主事の将来の配置状況を踏まえた執行業務体制の検討を行う。

(1) 内部組織の執行体制

マネジメント計画における各施策を総合的に推進するために効果的な内部執行体制を検討する。

No	施策内容	実施区分				
		県	特庁	指定	関係団体	関係機関
1	審査技術力の向上及び建築主事等の確保を図るため、審査担当者等の研修会、講習会への積極的な参加を促し、職員の長期的な視点からの人材育成を図る。	●	●	●		
2	効果的かつ効率的な施策を推進するため、人員配置等業務執行体制について検討する。	●	●	●		

(2) 関係機関・関係団体との連携による執行体制

建築物等の安全性確保に向け、関係機関・関係団体との役割分担を明確化し、連携を図る。

No	施策内容	実施区分				
		県	特庁	指定	関係団体	関係機関
1	建築物等の安全性の確保を推進するために、関係団体・関係機関と意見交換等を行う。	●	●	○	○ A-H	○

(3) 建築確認・検査等に係るデータベースの整備

適確な建築行政を推進するためには、確認・検査を始めとする建築物に係る各種履歴を把握する必要があり、建築物に係るデータベースの整備を進める。

No	施策内容	実施区分				
		県	特庁	指定	関係団体	関係機関
1	建築確認・検査及び定期報告のデータベース化を図る。	●	●	●		
2	建築士・建築士事務所のデータベース化を図り、処分情報を特定行政庁間で共有し、的確な建築行政を実施する。	●	●			

VI 建築行政マネジメント計画の達成目標

1 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保

目標①	構造計算適合性判定を要する物件に係る確認図書の提出から確認済証交付までの所要日数の短縮を図る。
指標	審査所要日数（単位：日）

実施機関	平成 25 年度実績	平成 31 年度目標
県	56.8 日	35 日以内
那覇市	41 日	35 日以内
浦添市	49 日	35 日以内
宜野湾市	99 日	35 日以内
沖縄市	89 日	35 日以内
うるま市	52 日	35 日以内

目標②	完了検査率の向上を図る。
指標	完了検査率（単位：％）

実施機関	平成 25 年度実績	平成 31 年度目標
県	74.83%	91.5%
那覇市	79.0%	100%
浦添市	82.9%	92%
宜野湾市	76.74%	100%
沖縄市	72.73%	100%
うるま市	69.3%	100%

2 指定確認検査機関・建築士事務所等に対する指導・監督の徹底

目標①	県及び特定行政庁で連携し、指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関の立入検査を実施する。
指標	立入検査実施回数（単位：回／年）

実施機関	平成 25 年度実績	平成 31 年度目標
県及び特定行政庁	1 回	1 回

目標②	県及び特定行政庁で連携し、建築士事務所への立入調査を実施する。
指標	立入調査実施回数（単位：回／年）

実施機関	平成 25 年度実績	平成 31 年度目標
県及び特定行政庁	1 回	1 回

3 違反建築物等への対策の徹底

目標①	違反建築物の早期発見、未然防止等を図るため、関係機関と連携巡視する一斉建築パトロール及び、行政職員が所管区域を定期的に巡視する定期建築パトロールを実施する。
指標	建築パトロール実施回数（単位：回／年）

○一斉建築パトロール

実施機関	平成 25 年度実績	平成 31 年度目標
県	1 回	1 回
那覇市	1 回	1 回
浦添市	1 回	1 回
宜野湾市	1 回	1 回
沖縄市	1 回	1 回
うるま市	1 回	1 回

○定期建築パトロール

実施機関	平成 25 年度実績	平成 31 年度目標
県	2 回	2 回
那覇市	一回	6 回
浦添市	0 回	1 回
宜野湾市	2 回	2 回
沖縄市	2 回	2 回
うるま市	0 回	1 回

4 既存建築物及び建築設備の適切な維持管理による安全性の確保

目標①	定期報告の提出率の向上を図る。
指標	定期報告提出率（建築物）（単位：％）

実施機関	平成 25 年度実績	平成 31 年度目標
県	31.9%	54%
那覇市	53.9%	65%
浦添市	15.8%	50%
宜野湾市	33.30%	50%
沖縄市	7.9%	30%
うるま市	42.31%	65%

目標② 各特定行政庁の耐震化促進計画に基づき耐震化率の目標の達成を図る。

指標 耐震化率（単位：％）

○住宅

実施機関	平成 25 年度実績	平成 31 年度目標
県	85.1%	95%
那覇市	83.4%	94%
浦添市	85.9%	95%
宜野湾市	85.7%	88%
沖縄市	83.6%	90%
うるま市	80.67%	88%

○県有／市有建築物

実施機関	平成 25 年度実績	平成 31 年度目標
県	88.5%	100%
那覇市	75.4%	94%
浦添市	91.9%	97%
宜野湾市	81.2%	96.8%
沖縄市	81.2%	90%
うるま市	88.1%	95%

5 事故・災害時の対応

目標① 応急危険度判定士の登録者の増加を目標とする。

指標 応急危険度判定資格者登録者数（単位：人）

実施機関	平成 25 年度実績	平成 31 年度目標
県全体	730 人	1000 人

円滑な建築確認手続き等に係る推進計画書

平成 22 年 7 月 30 日
沖 縄 県

1. 推進計画書の趣旨

本計画書は、平成 22 年 6 月 1 日から実施された建築確認手続き等の運用改善を受け、「建築行政マネジメント計画策定指針の制定について（技術的助言）（平成 22 年 5 月 17 日付け国住指第 6 5 5 号）」及び同計画策定指針に基づき、建築確認に係る審査期間の短縮及び審査過程のマネジメントについての取組み方針を定めるものとする。

2. 現状の分析等

(1) 審査に要する所要期間の把握・分析

(適判物件・非適判物件毎に審査に要する平均所要期間を把握・分析(平成 22 年 1 月～3 月))

	確認申請から確認済証交付					
	確認審査		適判審査		計	
	総日数	実審査日数	総日数	実審査日数	総日数	実審査日数
適判物件	66	31	42	12	108	43
非適判物件 (1～3号)	43	30			43	30
非適判物件 (4号)	17	12	—	—	17	12

(2) 審査に要している所要時間の分析 (適判物件・非適判物件毎)

ア 適判物件

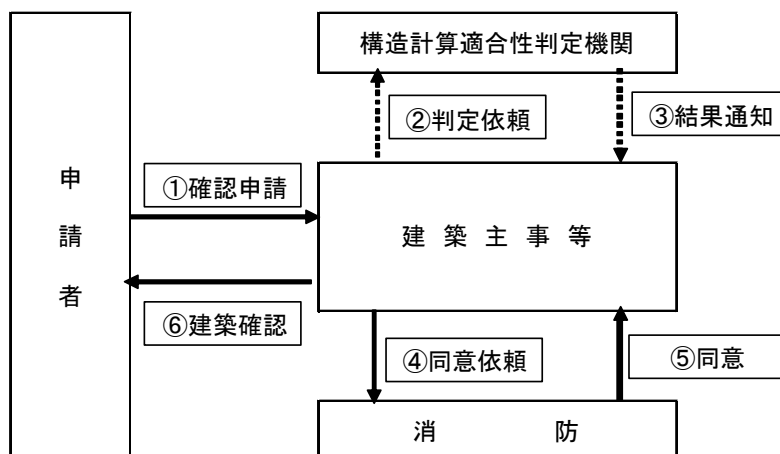
適判物件では、総日数の約 6 割が申請者側が対応を行っている期間となっており、補正・追加説明書の作成などに時間を要している。

イ 非適判物件

非適判物件、総日数の約 3～4 割が申請者側が対応を行っている期間となっており、補正・追加説明書の作成などの期間より、審査に時間を要している。

(3) 確認審査の流れ (適判物件・非適判物件毎)

○確認審査の流れ ※②、③は構造計算適合性判定が必要な場合



所管建築主事	所管区域	担当職員数	連絡先
建築指導課 建築主事	県下全域(那覇市、浦添市、宜野湾市、沖縄市、うるま市を除く)※5階以上の階又は地階の床面積が3,000㎡以上	6人	建築指導課 指導班 電話 098-866-2413 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
北部土木事務所 建築主事	北部土木事務所所管区域	5人	北部土木事務所 建築班 電話 0980-53-2010 沖縄県名護市大南1-13-11-3F
中部土木事務所 建築主事	中部土木事務所所管区域(浦添市、宜野湾市、沖縄市、うるま市を除く)	5人	中部土木事務所 建築班 電話 098-894-6513 沖縄県沖縄市美原1-6-34(3F)
南部土木事務所 建築主事	南部土木事務所所管区域(那覇市を除く)	6人	南部土木事務所 建築班 電話 098-866-1762 沖縄県那覇市旭町116-37
宮古土木事務所 建築主事	宮古土木事務所所管区域	5人	宮古土木事務所 建築班 電話 0980-72-2769 (代) 沖縄県宮古島市平良字西里1125
八重山土木事務所 建築主事	八重山土木事務所所管区域	5人	八重山土木事務所 建築班 電話 0980-82-3077 沖縄県石垣市字真栄里438? 1

(5) 事前相談

- ・事前相談については、事前に予約を行った上で、申請を行う機関にて行うことを基本とする。

(6) ヒアリング

- ・設計意図が不明なものや指摘内容の複雑なものに関しては、電話あるいは対面にてヒアリングを行っている。

(7) 審査担当者会議

- ・特定行政庁等連絡会議を開催し、法文上の解釈や手続き上の取扱いについて、県内の特定行政庁等で統一を図っていく。

(8) 長期間かかっているものの理由と対応

- ・指摘事項があった場合の申請者側の補正・追加説明書の作成などの対応に時間を要している。その対応として、申請者側と補正・追加説明の内容に応じた所要期限について調整を図り、期間の短縮化を図って行く。

(9) その他、指摘事項のバラツキをなくすために工夫していること

- ・特定行政庁等連絡会議を開催し、法文上の解釈や手続き上の取扱いについて、県内の特定行政庁等で統一を図っていく。

(10) その他、確認審査に要する期間を短くするために工夫していること

- ・確認手続きの迅速化について取扱いを定めて、県内各特定行政庁等で可能な限り統一的な運用を図っていく。

3. 建築確認審査の迅速化の目標設定

円滑な経済活動の実施を確保しつつ、建築確認の実効性を確保するため、迅速かつ適確な建築確認審査を実施することを目標とする。

特に構造計算適合性判定を要する物件については、確認図書の受付から確認済証交付までの所要期間の平均値※について概ね 35 日以内を目指す。

※「不適合通知」又は「建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない旨の通知」がなされた物件を除いた平均値とする。

4. 建築確認審査の迅速化のための取組み

適確な確認審査を実施することを前提に、確認審査手続きの迅速化について取り組み方針を以下のように定める。

(1) 確認申請受付時点でのチェック方法の徹底

- ・確認図書の受付の時点で、受付要件チェックリストにより、以下の点を確認する。
 - ① 記載すべき事項が欠落していないか。
 - ② 図書の整合性がとれているか。
 - ③ 法適合上、大きな問題がないか。
- ・以下のような確認図書は、適正なものとは認めないこととする。
 - ① 申請図書等に記載すべき事項が大幅に欠落しており、建築計画が確定していると認められないもの。
 - ② 設計図間の不整合が多数あり、審査の実施が困難なもの。

(2) 審査方法（審査手順・申請者とのやりとり方法を含む。）の改善

- ・補正等の書面の交付を行う場合にあっては、相当の期限を定めて補正や追加説明書の提出を求めるものとする。相当の期限は、内容に応じて、概ね2週間以内の一定期間とする。その他の補正等の書面の交付、法定通知の方法、審査期間の考え方等については、「建築確認手続き等の運用改善マニュアル」によるものとし、県内各特定行政庁等で可能な限り統一的な運用を図っていく。
- ・適判物件については、積極的に並行審査を行うこととし、意匠審査において、特に建築計画に大きく影響する斜線規制や容積率制限などについて審査し、構造設計に影響を与える問題がないことを概ね確認した上で、意匠図と構造図の整合性を確認し、速やかに構造計算適合性判定機関に送付する。また、円滑な並行審査の実施のため、構造計算適合性判定機関と十分な調整や情報交換を行う。
- ・指摘事項について担当者によるバラツキが生じないように、定期的に内部で情報共有し、調整する。
- ・「完成度の高い申請図書等」を提出させるための方策として、研修会等を通して、申請の留意点等を広く設計者（意匠・構造）等に周知していく。

(3) 審査体制の改善

- ・円滑な確認審査を可能とするため、意匠審査、構造審査、設備審査をできる限り並行して審査を行うことができるよう、審査体制の充実について検討する。

(4) 構造計算適合性判定や消防同意手続きとの並行審査の具体的方法の策定

- ・適判物件については、積極的に並行審査を行うこととし、意匠設計に構造設計に影響を与える問題がないことを概ね確認した上で、意匠図と構造図の整合性を確認後、速やかに構造計算適合性判定機関に送付し、並行審査を実施するものとする。また、円滑な並行審査の実施のため、受付後、直ちに構造計算適合性判定機関に連絡することを始めとして、十分な調整や情報交換を行う。
- ・消防同意についても、積極的に並行審査を行うこととし、消防署へ事前協議を行うよう要請するとともに、消防署と十分な調整や情報交換を行う。
- ・適判物件及び消防同意の並行審査については、県内各特定行政庁等で可能な限り統一的な運用を図っていく。

(5) 建築確認円滑化対策連絡協議会における意見交換の実施

- ・建築確認円滑化対策連絡協議会を開催し、設計者、都道府県、特定行政庁、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関との積極的な情報交換や意見交換を行い、円滑な確認審査に努める。

(6) その他確認審査手続きの迅速化のための取組みの実施

- ・建築主事が、物件毎の審査状況の進捗状況を把握し、目標を達成できるよう、必要に応じて審査体制や審査方法について随時改善を図るとともに、指定構造計算適合性判定機関と十分な調整を図る。

5. 建築確認の審査過程のマネジメント

審査過程のマネジメントについて具体的取組み方針を以下のとおり定める。

(1) 物件毎の進捗管理

- ・円滑な確認審査の推進のため、確認図書を受け付けた段階から、物件毎の審査状況の進捗を事務所内全員で管理することとし、その管理システムについても検討を行い、審査期間の短縮に取り組むものとする。

(2) 一般からの苦情を受け付ける窓口等の設置

- ・審査に係る苦情を受け付ける窓口を各土木事務所及び建築指導課に設置し、ホームページ上でも審査に係る苦情を受け付ける窓口を設定する等窓口の多様化を図る。

(3) 苦情窓口を通じた審査の指摘内容のバラツキ等の把握、特定行政庁や指定確認検査機関内での調査体制の整備

- ・寄せられた苦情については、建築指導課において整理し、建築指導課長の下に実態を調査し、必要に応じて、バラツキ是正等のための指導を行うとともに、連絡会議で情報を共有し、運用改善に努めるものとする。

(4) 審査員への指導等の取組み方針

- ・建築主事が中心となり、建築主事及び審査担当者との審査方法に関する定期的な情報交換・意見交換の場を設ける。特に、審査に当たって運用を明確にすべき事項については、積極的な意見交換を行う。また、審査担当者の審査技術の向上のため、計画的に研修会等に参加させる。

(5) その他審査バラツキ是正のための取組み

- ・日本建築行政会議や都道府県建築行政連絡協議会を通じて、確認審査に当たっての運用の明確化を図る。
- ・統一化した審査基準等の作成について特定行政庁等連絡会議において検討する。

6. その他

(1) 推進計画書の公表方法

- ・建築指導課のホームページに掲載する。

(2) 推進計画書を用いた設計者等との意見交換の実施

- ・必要に応じて、建築確認円滑化対策連絡協議会等において、設計者等と意見交換をする場を設けることとする。

円滑な建築確認手続き等に係る推進計画書

平成 22 年 9 月 30 日
那覇市

1. 推進計画書の趣旨

本計画書は、平成 22 年 6 月 1 日から実施された建築確認手続き等の運用改善を受け、「建築行政マネジメント計画策定指針の制定について（技術的助言）（平成 22 年 5 月 17 日付け国住指第 6 5 5 号）」及び同計画策定指針に基づき、建築確認に係る審査期間の短縮及び審査過程のマネジメントについての取組み方針を定めるものとする。

2. 現状の分析等

(1) 審査に要する所要期間の把握・分析

(適判物件・非適判物件毎に審査に要する平均所要期間を把握・分析（平成 22 年 3 月～5 月）)

	確認申請から確認済証交付					
	確認審査		適判審査		計	
	総日数	実審査日数	総日数	実審査日数	総日数	実審査日数
適判物件	52	37	70	31	122	68
非適判物件 (1～3号)	82	32	—	—	82	32
非適判物件 (4号)	22	11	—	—	22	11

(2) 審査に要している所要時間の分析（適判物件・非適判物件毎）

ア 適判物件

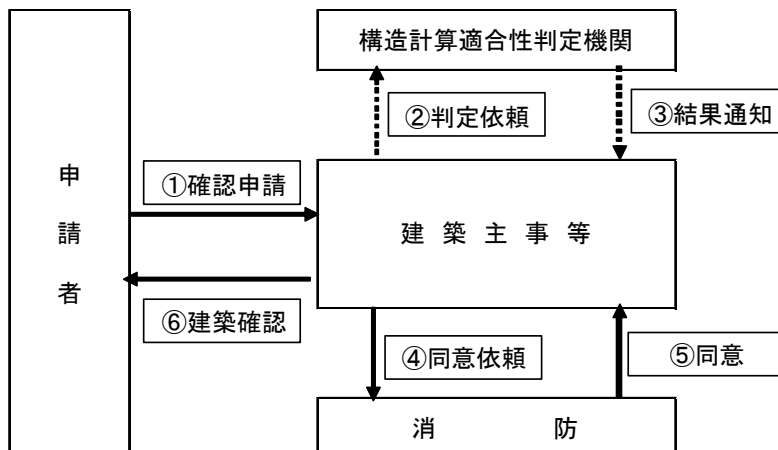
適判物件では、総日数の約 4 割が申請者側が対応を行っている期間となっており、補正・追加説明書の作成などの期間より審査に時間を要している。

イ 非適判物件

非適判物件、総日数の約 5～6 割が申請者側が対応を行っている期間となっており、補正・追加説明書の作成などに時間を要している。

(3) 確認審査の流れ（適判物件・非適判物件毎）

○確認審査の流れ ※②、③は構造計算適合性判定が必要な場合



(4) 確認審査の体制

所管建築主事	所管区域	担当職員数	連絡先
那覇市建築指導課 建築主事	那覇市全域	9人	那覇市建築指導課 審査グループ 電話 098-951-3244 住所 那覇市銘苅 2-3-1

(5) 事前相談

- ・事前相談については、事前に予約を行った上で、申請を行う機関にて行うことを基本とする。

(6) ヒアリング

- ・設計意図が不明なものや指摘内容の複雑なものに関しては、電話あるいは対面にてヒアリングを行っていく。

(7) 審査担当者会議

- ・法文上の解釈や手続き上の取扱いについて、県内の特定行政庁等で統一を図るために、特定行政庁等連絡会議を開催していく。

(8) 長期間かかっているものの理由と対応

- ・指摘事項があった場合の申請者側の補正・追加説明書の作成などの対応に時間を要している。その対応として、申請者側と補正・追加説明の内容に応じた所要期限について調整を図り、期間の短縮化を図っていく。

(9) その他、確認審査に要する期間を短くするために工夫していること

- ・確認手続きの迅速化について取扱いを定めて、県内各特定行政庁等で可能な限り統一的な運用を図っていく。

3. 建築確認審査の迅速化の目標設定

円滑な経済活動の実施を確保しつつ、建築確認の実効性を確保するため、迅速かつ適確な建築確認審査を実施することを目標とする。

特に構造計算適合性判定を要する物件については、確認図書の受付から確認済証交付までの所要期間の平均値※について概ね 35 日以内を目指す。

- ※「不適合通知」又は「建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない旨の通知」がなされた物件を除いた平均値とする。

4. 建築確認審査の迅速化のための取組み

適確な確認審査を実施することを前提に、確認審査手続きの迅速化について取り組み方針を以下のように定める。

(1) 確認申請受付時点でのチェック方法の徹底

- ・確認図書の受付の時点で、受付要件チェックリストにより、以下の点を確認する。
 - ① 記載すべき事項が欠落していないか。
 - ② 図書の整合性がとれているか。
 - ③ 法適合上、大きな問題がないか。
- ・以下のような確認図書は、適正なものとは認めないこととする。
 - ① 申請図書等に記載すべき事項が大幅に欠落しており、建築計画が確定していると認められないもの。
 - ② 設計図間の不整合が多数あり、審査の実施が困難なもの。

(2) 審査方法（審査手順・申請者とのやりとり方法を含む。）の改善

- ・補正等の書面の交付を行う場合にあっては、相当の期限を定めて補正や追加説明書の提出を求めるものとする。相当の期限は、内容に応じて、概ね2週間以内の一定期間とする。その他の補正等の書面の交付、法定通知の方法、審査期間の考え方等については、「建築確認手続き等の運用改善マニュアル」によるものとし、県内各特定行政庁等で可能な限り統一的な運用を図っていく。
- ・適判物件については、積極的に並行審査を行うこととし、意匠審査において、特に建築計画に大きく影響する斜線規制や容積率制限などについて審査し、構造設計に影響を与える問題がないことを概ね確認した上で、意匠図と構造図の整合性を確認し、速やかに構造計算適合性判定機関に送付する。また、円滑な並行審査の実施のため、構造計算適合性判定機関と十分な調整や情報交換を行う。
- ・指摘事項について担当者によるバラツキが生じないように、定期的に内部で情報共有し、調整する。
- ・「完成度の高い申請図書等」を提出させるための方策として、研修会等を通して、申請の留意点等を広く設計者（意匠・構造）等に周知していく。

(3) 審査体制の改善

- ・円滑な確認審査を可能とするため、意匠審査、構造審査、設備審査をできる限り並行して審査を行うことができるよう、審査体制の充実について検討する。

(4) 構造計算適合性判定や消防同意手続きとの並行審査の具体的方法の策定

- ・適判物件については、積極的に並行審査を行うこととし、意匠設計が構造設計に影響を与える問題がないことを概ね確認した上で、意匠図と構造図の整合性を確認後、速やかに構造計算適合性判定機関に送付し、並行審査を実施するものとする。また、円滑な並行審査の実施のため、受付後、直ちに構造計算適合性判定機関に連絡することを始めとして、十分な調整や情報交換を行う。
- ・消防同意については、積極的に並行審査を行うこととし、消防署へ事前協議を行うよう要請するとともに、消防署と十分な調整や情報交換を行う。
- ・適判物件及び消防同意の並行審査については、県内各特定行政庁等で可能な限り統一的な運用を図っていく。

(5) 建築確認円滑化対策連絡協議会における意見交換の実施

- ・建築確認円滑化対策連絡協議会にて、設計者、都道府県、特定行政庁、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関との積極的な情報交換や意見交換を行い、円滑な確認審査に努める。

(6) その他確認審査手続きの迅速化のための取組みの実施

- ・建築主事が、物件毎の審査状況の進捗状況を把握し、目標を達成できるよう、必要に応じて審査体制や審査方法について随時改善を図るとともに、指定構造計算適合性判定機関と十分な調整を図る。

5. 建築確認の審査過程のマネジメント

審査過程のマネジメントについて具体的な取り組み方針を以下のとおり定める。

(1) 物件毎の進捗管理

- ・円滑な確認審査の推進のため、確認図書を受け付けた段階から、物件毎の審査状況の進捗を組織で管理することとし、その管理システムについても検討を行い、審査期間の短縮に取り組むものとする。

(2) 一般からの苦情を受け付ける窓口等の設置

- ・審査に係る苦情は、本市に設置されているホームページ等により、一般からの苦情を受け付けるものとする。

(3) 苦情窓口を通じた審査の指摘内容のバラツキ等の把握、特定行政庁や指定確認検査機関内での調査体制の整備

- ・寄せられた苦情については、建築指導課において整理し、建築指導課長の下に実態を調査し、必要に応じて、バラツキ是正等のための指導を行うとともに、連絡会議で情報を共有し、運用改善に努めるものとする。

(4) 審査員への指導等の取組み方針

- ・建築主事が中心となり、建築主事及び審査担当者との審査方法に関する定期的な情報交換・意見交換の場を設ける。特に、審査に当たって運用を明確にすべき事項については、積極的な意見交換を行う。また、審査担当者の審査技術の向上のため、計画的に研修会等に参加させる。

(5) その他審査バラツキ是正のための取組み

- ・日本建築行政会議や都道府県建築行政連絡協議会を通じて、確認審査に当たっての運用の明確化を図る。
- ・統一化した審査基準等の作成について特定行政庁等連絡会議において検討する。

6. その他

(1) 推進計画書の公表方法

- ・建築指導課のホームページに掲載する。

円滑な建築確認手続き等に係る推進計画書

平成 22 年 8 月 10 日
浦 添 市

1. 推進計画書の趣旨

本計画書は、平成 22 年 6 月 1 日から実施された建築確認手続き等の運用改善を受け、「建築行政マネジメント計画策定指針の制定について（技術的助言）（平成 22 年 5 月 17 日付け国住指第 655 号）」及び同計画策定指針に基づき、建築確認に係る審査期間の短縮及び審査過程のマネジメントについての取組み方針を定めるものとする。

2. 現状の分析等

(1) 審査に要する所要期間の把握・分析

(適判物件・非適判物件毎に審査に要する平均所要期間を把握・分析(平成 22 年 3 月～5 月))

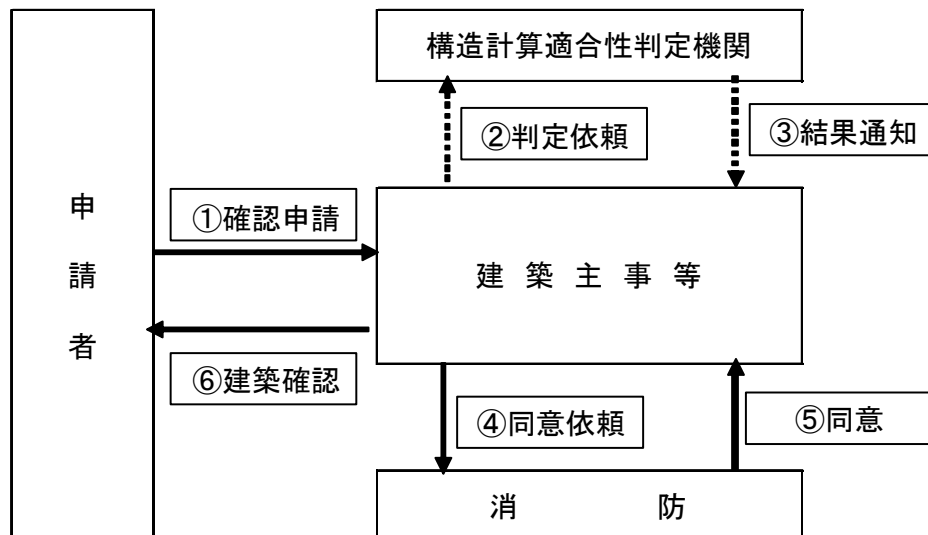
	確認申請から確認済証交付					
	確認審査		適判審査		計	
	総日数	実審査日数	総日数	実審査日数	総日数	実審査日数
適判物件	61	29	15	7	76	36
非適判物件 (1～3号)	33	20			33	20
非適判物件 (4号)	22	11	—	—	22	11

(2) 審査に要している所要時間の分析(適判物件・非適判物件毎)

- ・適判物件、非適判物件ともに、厳格化に伴って申請者側の明示すべき事項が増えたことによる記載不備や、それに比例して審査側の審査項目が増加したこと。また、総日数のうちおよそ半分は申請者側の訂正期間となっていること等。

(3) 確認審査の流れ(適判物件・非適判物件毎)

○確認審査の流れ ※②、③は構造計算適合性判定が必要な場合



(4) 事前相談

- ・事前相談については、事前に予約を行った上で、申請を行う機関にて行うことを基本とする。

(5) ヒアリング

- ・設計意図が不明なものや指摘内容の複雑なものに関しては、電話あるいは対面にてヒアリングを行っている。

(6) 審査担当者会議

- ・法文上の解釈や手続き上の取扱いについて、県内の特定行政庁等で統一を図り、指摘事項のばらつき等をなくすよう特定行政庁等連絡会議を開催していく。

(7) その他、確認審査に要する期間を短くするために工夫していること

- ・確認手続きの迅速化について取扱いを定めて、県内各特定行政庁等で可能な限り統一的な運用を図っていく。

3. 建築確認審査の迅速化の目標設定

円滑な経済活動の実施を確保しつつ、建築確認の実効性を確保するため、迅速かつ適確な建築確認審査を実施することを目標とする。

特に構造計算適合性判定を要する物件については、確認図書の受付から確認済証交付までの所要期間の平均値※について概ね 35 日以内を目指す。

- ※「不適合通知」又は「建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない旨の通知」がなされた物件を除いた平均値とする。

4. 建築確認審査の迅速化のための取組み

適確な確認審査を実施することを前提に、確認審査手続きの迅速化について取り組み方針を以下のように定める。

(1) 確認申請受付時点でのチェック方法の徹底

- ・確認図書の受付の時点で、受付要件チェックリストにより、以下の点を確認する。
 - ① 記載すべき事項が欠落していないか。
 - ② 図書の整合性がとられているか。
 - ③ 法適合上、大きな問題がないか。
- ・以下のような確認図書は、適正なものとは認めないこととする。
 - ① 申請図書等に記載すべき事項が大幅に欠落しており、建築計画が確定していると認められないもの。
 - ② 設計図間の不整合が多数あり、審査の実施が困難なもの。

(2) 審査方法（審査手順・申請者とのやりとり方法を含む。）の改善

- ・補正等の書面の交付を行う場合にあつては、相当の期限を定めて補正や追加説明書の提出を求めるものとする。相当の期限とは、内容に応じて概ね 2 週間以内の一定期間とする。その他の補正等の書面の交付、法定通知の方法、審査期間の考え方等については「建築確認手続き等の運用改善マニュアル」によるものとし、県内各特定行政庁等で可能な限り統一的な運用を図っていく。
- ・適判物件については積極的に並行審査を行うこととし、意匠審査においては建築計画に大きく影響する斜線規制や容積率制限などについて審査し、構造設計に影響を与える問題がないことを概ね確認した上で、意匠図と構造図の整合性を確認し、速やかに構造計算適合性判定

機関に送付する。また、円滑な並行審査の実施のため、構造計算適合性判定機関と十分な調整や情報交換を行う。

- ・指摘事項について担当者によるバラツキが生じないように、定期的に内部で情報を共有し、調整する。
- ・「完成度の高い申請図書等」を提出させるための方策として、申請の留意点等を広く設計者（意匠・構造）等に周知していく。

（３）構造計算適合性判定や消防同意手続きとの並行審査の具体的方法の策定

- ・適判物件については、積極的に並行審査を行うこととし、意匠設計が構造設計に影響を与えないことを概ね確認した上で、意匠図と構造図の整合性を確認後、速やかに構造計算適合性判定機関に送付し、並行審査を実施するものとする。また、円滑な並行審査の実施のため、受付後、速やかに構造計算適合性判定機関に連絡することを始めとして、十分な調整や情報交換を行う。
- ・消防同意についても積極的に並行審査を行うこととし、消防署へ事前協議を行うよう要請するとともに、消防署と十分な調整や情報交換を行う。
- ・適判物件及び消防同意の並行審査については、県内各特定行政庁等で可能な限り統一的な運用を図っていく。

（４）建築確認円滑化対策連絡協議会における意見交換の実施

- ・建築確認円滑化対策連絡協議会を開催し、設計者、都道府県、特定行政庁、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関との積極的な情報交換や意見交換を行い、円滑な確認審査に努める。

（５）その他確認審査手続きの迅速化のための取組みの実施

- ・建築主事が、物件毎の審査状況の進捗状況を把握し、目標を達成できるよう、必要に応じて審査方法等について随時改善を図るとともに、指定構造計算適合性判定機関と十分な調整を図る。

5. 建築確認の審査過程のマネジメント

審査過程のマネジメントについて具体的取り組み方針を以下のとおり定める。

（１）物件毎の進捗管理

- ・円滑な確認審査の推進のため、確認図書を受け付けた段階から、物件毎の審査状況の進捗を事務所内全員で管理することとし、審査期間の短縮に取り組むものとする。

（２）一般からの苦情を受け付ける窓口等

- ・本市に設置されている「ご意見箱」やホームページ等により、一般からの苦情を受け付けるものとする。

（３）苦情窓口を通じた審査の指摘内容のバラツキ等の把握、特定行政庁や指定確認検査機関内での調査体制の整備

- ・寄せられた苦情については、建築課において整理し、建築課長の下に実態を調査し、必要に応じてバラツキ是正等のための指導を行うとともに、連絡会議で情報を共有し運用改善に努めるものとする。

(4) 審査員への指導等の取組み方針

- ・ 建築主事が中心となり、建築主事及び審査担当者との審査方法に関する定期的な情報交換・意見交換の場を設ける。特に、審査に当たって運用を明確にすべき事項については、積極的な意見交換を行う。また、審査担当者の審査技術の向上のため、計画的に研修会等に参加させる。

(5) その他審査バラツキ是正のための取組み

- ・ 日本建築行政会議や都道府県建築行政連絡協議会を通じて、確認審査に当たっての運用の明確化を図る。
- ・ 統一化した審査基準等の作成について、特定行政庁等連絡会議において検討する。

6. その他

(1) 推進計画書の公表方法

- ・ 本市ホームページに掲載する。

円滑な建築確認手続き等に係る推進計画書

平成 22 年 8 月 25 日
宜 野 湾 市

1. 推進計画書の趣旨

本計画書は、平成 22 年 6 月 1 日から実施された建築確認手続き等の運用改善を受け、「建築行政マネジメント計画策定指針の制定について（技術的助言）（平成 22 年 5 月 17 日付け国住指第 6 5 5 号）」及び同計画策定指針に基づき、建築確認に係る審査期間の短縮及び審査過程のマネジメントについての取組み方針を定めるものとする。

2. 現状の分析等

(1) 審査に要する所要期間の把握・分析

(適判物件・非適判物件毎に審査に要する平均所要期間を把握・分析(平成 22 年 3 月～5 月))

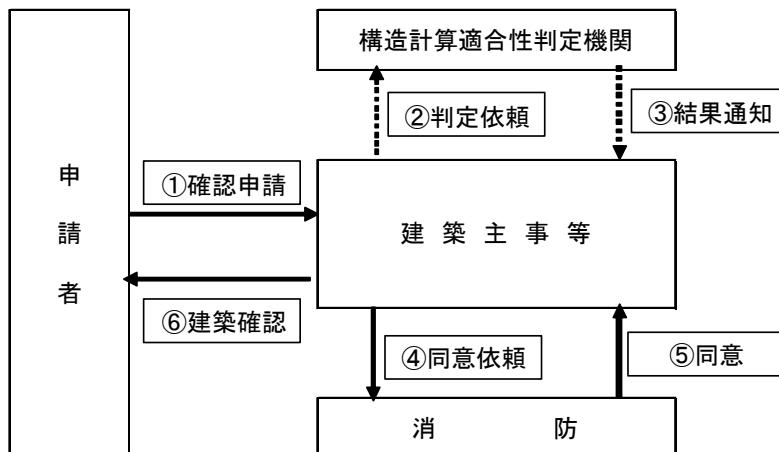
	確認申請から確認済証交付					
	確認審査		適判審査		計	
	総日数	実審査日数	総日数	実審査日数	総日数	実審査日数
適判物件	57	21	37	9	94	30
非適判物件 (1～3号)	51	22	—	—	51	22
非適判物件 (4号)	21	5	—	—	21	5

(2) 審査に要している所要時間の分析

・適判物件、非適判物件ともに、建築確認審査の厳格化により申請者側の明示すべき事項が増えたことによる記載漏れや不備、それに比例するように、審査側の審査項目と指摘事項が増加し、指摘事項の対応のために訂正等に係る時間を要している。総日数の内、およそ半分以上は申請者側の訂正期間となっている。

(3) 確認審査の流れ（適判物件・非適判物件毎）

○確認審査の流れ ※②、③は構造計算適合性判定が必要な場合



(4) 事前相談

- ・事前相談については、事前に予約を行った上で、申請を行う機関にて行うことを基本とする。

(5) ヒアリング

- ・設計意図が不明なものや指摘内容の複雑なものに関しては、電話あるいは対面にてヒアリングを行っている。

(6) 審査担当者会議

- ・法文上の解釈や手続き上の取扱いについて、県内の特定行政庁等で統一を図り、指摘事項のばらつき等をなくすよう特定行政庁等連絡会議を開催していく。

(7) その他、確認審査に要する期間を短くするために工夫していること

- ・確認手続きの迅速化について取扱いを定めて、県内各特定行政庁等で可能な限り統一的な運用を図っていく。

3. 建築確認審査の迅速化の目標設定

円滑な経済活動の実施を確保しつつ、建築確認の実効性を確保するため、迅速かつ適確な建築確認審査を実施することを目標とする。

特に構造計算適合性判定を要する物件については、確認図書の受付から確認済証交付までの所要期間の平均値※について概ね 35 日以内を目指す。

- ※「不適合通知」又は「建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない旨の通知」がなされた物件を除いた平均値とする。

4. 建築確認審査の迅速化のための取組み

適確な確認審査を実施することを前提に、確認審査手続きの迅速化について取り組み方針を以下のように定める。

(1) 確認申請受付時点でのチェック方法の徹底

- ・確認図書の受付の時点で、受付要件チェックリストにより、以下の点を確認する。
 - ① 記載すべき事項が欠落していないか。
 - ② 図書の整合性がとれているか。
 - ③ 法適合上、大きな問題がないか。
- ・以下のような確認図書は、適正なものとは認めないこととする。
 - ① 申請図書等に記載すべき事項が大幅に欠落しており、建築計画が確定していると認められないもの。
 - ② 設計図間の不整合が多数あり、審査の実施が困難なもの。

(2) 審査方法（審査手順・申請者とのやりとり方法を含む。）の改善

- ・補正等の書面の交付を行う場合にあつては、相当の期限を定めて補正や追加説明書の提出を求めるものとする。相当の期限は、内容に応じて、概ね 2 週間以内の一定期間とする。その他の補正等の書面の交付、法定通知の方法、審査期間の考え方等については、「建築確認手続き等の運用改善マニュアル」によるものとし、県内各特定行政庁等で可能な限り統一的な運用を図っていく。
- ・適判物件については、積極的に並行審査を行うこととし、意匠審査において、特に建築計画に大きく影響する斜線規制や容積率制限などについて審査し、構造設計に影響を与える問題がないことを概ね確認した上で、意匠図と構造図の整合性を確認し、速やかに構造計算適合

性判定機関に送付する。また、円滑な並行審査の実施のため、構造計算適合性判定機関と十分な調整や情報交換を行う。

- ・指摘事項について担当者によるバラツキが生じないように、定期的に内部で情報共有し、調整する。
- ・「完成度の高い申請図書等」を提出させるための方策として、研修会等を通して、申請の留意点等を広く設計者（意匠・構造）等に周知していく。

（３）構造計算適合性判定や消防同意手続きとの並行審査の具体的方法の策定

- ・適判物件については、積極的に並行審査を行うこととし、意匠設計に構造設計に影響を与えないことを概ね確認した上で、意匠図と構造図の整合性を確認後、速やかに構造計算適合性判定機関に送付し、並行審査を実施するものとする。また、円滑な並行審査の実施のため、受付後、直ちに構造計算適合性判定機関に連絡することを始めとして、十分な調整や情報交換を行う。
- ・消防同意についても、積極的に並行審査を行うこととし、消防署へ事前協議を行うよう要請するとともに、消防署と十分な調整や情報交換を行う。
- ・適判物件及び消防同意の並行審査については、県内各特定行政庁等で可能な限り統一的な運用を図っていく。

（４）建築確認円滑化対策連絡協議会における意見交換の実施

- ・建築確認円滑化対策連絡協議会を開催し、設計者、都道府県、特定行政庁、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関との積極的な情報交換や意見交換を行い、円滑な確認審査に努める。

（５）その他確認審査手続きの迅速化のための取組みの実施

- ・建築主事が物件毎の審査状況の進捗状況を把握し、目標を達成できるよう、必要に応じて審査方法等について随時改善を図るとともに、適判物件については、指定構造計算適合性判定機関と十分な調整を図る。

5. 建築確認の審査過程のマネジメント

審査過程のマネジメントについて具体的取り組み方針を以下のとおり定める。

（１）物件毎の進捗管理

- ・円滑な確認審査の推進のため、確認申請を受付けた段階から、物件毎の審査状況の進捗を建築課指導係内全員で管理することとし、審査期間の短縮に取り組むものとする。

（２）一般からの苦情を受け付ける窓口等の設置等

- ・本市に設置されている「ご意見箱」やホームページ等により、一般からの苦情やご意見を受け付けるものとする。

（３）苦情窓口を通じた審査の指摘内容のバラツキ等の把握、特定行政庁や指定確認検査機関内での調査体制の整備

- ・寄せられた苦情については、建築課において整理し、建築課長の下に実態を調査し、必要に応じて、バラツキ是正等のための指導を行うとともに、連絡会議で情報を共有し、運用改善に努めるものとする。

(4) 審査員への指導等の取組み方針

- ・ 建築主事が中心となり、建築主事及び審査担当者との審査方法に関する定期的な情報交換・意見交換の場を設ける。特に、審査に当たって運用を明確にすべき事項については、積極的な意見交換を行う。また、審査担当者の審査技術の向上のため、計画的に研修会等に参加させる。

(5) その他審査バラツキ是正のための取組み

- ・ 日本建築行政会議や都道府県建築行政連絡協議会を通じて、確認審査に当たっての運用の明確化を図る。
- ・ 統一化した審査基準等の作成について特定行政庁等連絡会議において検討する。

6. その他

(1) 推進計画書の公表方法

- ・ 建築課のホームページに掲載する。

円滑な建築確認手続き等に係る推進計画書

平成 22 年 8 月 31 日
沖 縄 市

1. 推進計画書の趣旨

本計画書は、平成 22 年 6 月 1 日から実施された建築確認手続き等の運用改善を受け、「建築行政マネジメント計画策定指針の制定について（技術的助言）（平成 22 年 5 月 17 日付け国住指第 6 5 5 号）」及び同計画策定指針に基づき、建築確認に係る審査期間の短縮及び審査過程のマネジメントについての取組み方針を定めるものとする。

2. 現状の分析等

(1) 審査に要する所要期間の把握・分析

(適判物件・非適判物件毎に審査に要する平均所要期間を把握・分析（平成 22 年 3 月～5 月）)

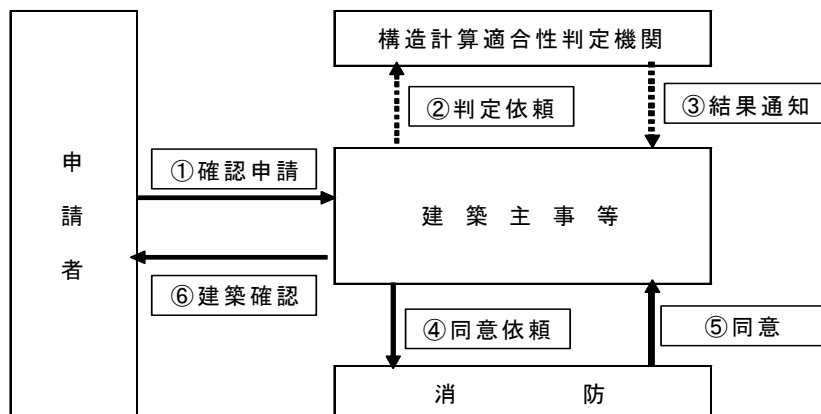
	確認申請から確認済証交付					
	確認審査		適判審査		計	
	総日数	実審査日数	総日数	実審査日数	総日数	実審査日数
適判物件	83	43	38	21	121	64
非適判物件 (1～3号)	29.6	16.6			29.6	16.6
非適判物件 (4号)	15.9	9.4	—	—	15.9	9.4

(2) 審査に要している所要時間の分析（適判物件・非適判物件毎）

・適判物件、非適判物件ともに、厳格化に伴って申請者側の明示すべき事項が増えたことによる記載不備や、それに比例して審査側の審査項目が増加したこと。また、総日数のうちおよそ半分は申請者側の訂正期間となっていること等。

(3) 確認審査の流れ（適判物件・非適判物件毎）

○ 確認審査の流れ ※②、③は構造計算適合性判定が必要な場合



(4) 事前相談

・事前相談については、事前に予約を行った上で、申請を行う機関にて行うことを基本とする。

(5) ヒアリング

・設計意図が不明なものや指摘内容の複雑なものに関しては、電話あるいは対面にてヒアリングを行っている。

(6) 審査担当者会議

・特定行政庁等連絡会議を開催し、法文上の解釈や手続き上の取扱いについて、県内の特定行政庁等で統一を図っていく。

(7) その他、確認審査に要する期間を短くするために工夫していること

・確認手続きの迅速化について取扱いを定めて、県内各特定行政庁等で可能な限り統一的な運用を図っていく。

3. 建築確認審査の迅速化の目標設定

円滑な経済活動の実施を確保しつつ、建築確認の実効性を確保するため、迅速かつ適確な建築確認審査を実施することを目標とする。

特に構造計算適合性判定を要する物件については、確認図書の受付から確認済証交付までの所要期間の平均値※について概ね 35 日以内を目指す。

※「不適合通知」又は「建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない旨の通知」がなされた物件を除いた平均値とする。

4. 建築確認審査の迅速化のための取組み

適確な確認審査を実施することを前提に、確認審査手続きの迅速化について取り組み方針を以下のように定める。

(1) 確認申請受付時点でのチェック方法の徹底

・確認図書の受付の時点で、受付要件チェックリストにより、以下の点を確認する。

- ① 記載すべき事項が欠落していないか。
- ② 図書の整合性がとれているか。
- ③ 法適合上、大きな問題がないか。

・以下のような確認図書は、適正なものとは認めないこととする。

- ① 申請図書等に記載すべき事項が大幅に欠落しており、建築計画が確定していると認められないもの。
- ② 設計図間の不整合が多数あり、審査の実施が困難なもの。

(2) 審査方法（審査手順・申請者とのやりとり方法を含む。）の改善

・補正等の書面の交付を行う場合にあっては、相当の期限を定めて補正や追加説明書の提出を求めるものとする。相当の期限は、内容に応じて、概ね 2 週間以内の一定期間とする。その他の補正等の書面の交付、法定通知の方法、審査期間の考え方等については、「建築確認手続き等の運用改善マニュアル」によるものとし、県内各特定行政庁等で可能な限り統一的な運用を図っていく。

・適判物件については、積極的に並行審査を行うこととし、意匠審査において、特に建築計画に大きく影響する斜線規制や容積率制限などについて審査し、構造設計に影響を与える問題がないことを概ね確認した上で、意匠図と構造図の整合性を確認し、速やかに構造計算適合性判定機関に送付する。また、円滑な並行審査の実施のため、構造計算適合性判定機関と十分な調整や情報

交換を行う。

・指摘事項について担当者によるバラツキが生じないように、定期的に内部で情報共有し、調整する。

(3) 審査体制の改善

◇ 審査の体制

確認審査を円滑に進めるため、審査担当者の審査技術レベルの維持、向上を図るとともに、適正な組織体制を確保していく必要がある。

◆ 具体的な取り組み方針（審査担当者の育成、審査技術の継承）

人材育成及び審査技術向上のため、適正な組織体制を確保するとともに、確認審査に必要な知識を習得するための研修等に、審査担当者を積極的に参加させる。

(4) 構造計算適合性判定や消防同意手続きとの並行審査の具体的方法の策定

・適判物件については、積極的に並行審査を行うこととし、意匠設計に構造設計に影響を与える問題がないことを概ね確認した上で、意匠図と構造図の整合性を確認後、速やかに構造計算適合性判定機関に送付し、並行審査を実施するものとする。また、円滑な並行審査の実施のため、受付後、直ちに構造計算適合性判定機関に連絡することを始めとして、十分な調整や情報交換を行う。

・消防同意についても、積極的に並行審査を行うこととし、消防署と十分な調整や情報交換を行う。

・適判物件及び消防同意の並行審査については、県内各特定行政庁等で可能な限り統一的な運用を図っていく。

(5) 建築確認円滑化対策連絡協議会における意見交換の実施

・建築確認円滑化対策連絡協議会を開催し、設計者、都道府県、特定行政庁、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関との積極的な情報交換や意見交換を行い、円滑な確認審査に努める。

(6) その他確認審査手続きの迅速化のための取り組みの実施

・建築主事が、物件毎の審査状況の進捗状況を把握し、目標を達成できるよう、必要に応じて審査体制や審査方法について随時改善を図るとともに、指定構造計算適合性判定機関と十分な調整を図る。

5. 建築確認の審査過程のマネジメント

審査過程のマネジメントについて具体的取り組み方針を以下のとおり定める。

(1) 物件毎の進捗管理

・円滑な確認審査の推進のため、確認図書を受け付けた段階から、物件毎の審査状況の進捗を事務所内全員で管理することとし、その管理システムについても検討を行い、審査期間の短縮に取り組むものとする。

(2) 一般からの苦情を受け付ける窓口等の設置

・審査に係る苦情を受け付ける窓口を建築・公園課に設置する。

(3) 苦情窓口を通じた審査の指摘内容のバラツキ等の把握、特定行政庁や指定確認検査機関内での調査体制の整備

- ・寄せられた苦情については、建築・公園課において整理し、建築・公園課長の下に実態を調査し、必要に応じてバラツキ是正等のための指導を行うとともに、連絡会議で情報を共有し、運用改善に努めるものとする。

（４）審査員への指導等の取組み方針

- ・建築主事が中心となり、建築主事及び審査担当者との審査方法に関する定期的な情報交換・意見交換の場を設ける。特に、審査に当たって運用を明確にすべき事項については、積極的な意見交換を行う。また、審査担当者の審査技術の向上のため、計画的に研修会等に参加させる。

（５）その他審査バラツキ是正のための取組み

- ・日本建築行政会議や都道府県建築行政連絡協議会を通じて、確認審査に当たっての運用の明確化を図る。
- ・統一化した審査基準等の作成について特定行政庁等連絡会議において検討する。

6. その他

（１）推進計画書の公表方法

- ・建築・公園課のホームページに掲載する。

円滑な建築確認手続き等に係る推進計画書

平成 22 年 9 月 30 日
う る ま 市

1. 推進計画書の趣旨

本計画書は、平成 22 年 6 月 1 日から実施された建築確認手続き等の運用改善を受け、「建築行政マネジメント計画策定指針の制定について（技術的助言）（平成 22 年 5 月 17 日付け国住指第 6 5 5 号）」及び同計画策定指針に基づき、建築確認に係る審査期間の短縮及び審査過程のマネジメントについての取組み方針を定めるものとする。

2. 現状の分析等

(1) 審査に要する所要期間の把握・分析

(適判物件・非適判物件毎に審査に要する平均所要期間を把握・分析(平成 22 年 3 月～5 月))

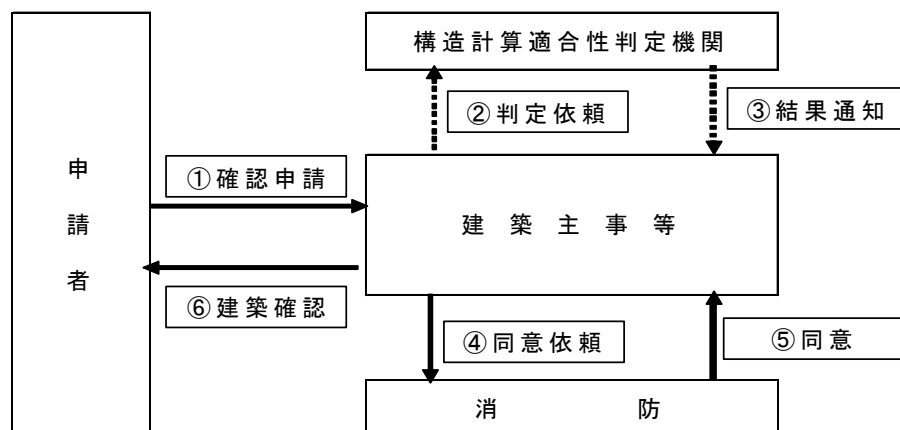
	確認申請から確認済証交付					
	確認審査		適判審査		計	
	総日数	実審査日数	総日数	実審査日数	総日数	実審査日数
適判物件	75	25	50	5	75	30
非適判物件 (1～3号)	49	22	—	—	49	22
非適判物件 (4号)	22	6	—	—	22	6

(2) 審査に要している所要時間の分析(適判物件・非適判物件毎)

- ・ 適判物件では、総日数の約 4 割が審査、6 割が申請者側の対応期間である。
- ・ 非適判物件(1～3号)では、総日数の約 4 割が審査、6 割が申請者側の対応期間である。
- ・ 非適判物件(4号)では、総日数の約 3 割が審査、7 割が申請者側の対応期間である。
- ・ 以上のことから、総日数の過半を対応期間で費やしており、補正や追加説明書の作成などに時間を要していることが伺える。

(3) 確認審査の流れ(適判物件・非適判物件毎)

○ 確認審査の流れ ※②、③は構造計算適合性判定が必要な場合



(4) 確認審査の体制

所管部署	建築主事数	審査担当職員数	その他職員数
都市計画部 建築指導課	2 人	3 人	4 人

(5) 事前相談

- ・一般市民の建築相談等については、手の空けられる職員にて対応している。
- ・設計事務所等の技術的な相談については、申請する機関にて行うことを基本としている。

(6) ヒアリング

- ・設計意図が不明なものや指摘内容の複雑なものに関しては、電話あるいは対面にてヒアリングを行っている。

(7) 審査担当者会議

- ・法文上の解釈や手続き上の取扱いについて、県内特定行政庁等の統一を図るため、沖縄県建築行政等連絡会議が開催されている。(不定期)
- ・同様の目的で、県内中部地区の特定行政庁等により、中部地区建築行政連絡会議が開催されている。(2ヶ月毎)

(8) 長期間かかっているものの理由と対応

- ・指摘事項に対する補正や追加説明書作成など、申請者側に係る期間が総日数の過半を占めていることから、指摘事項の内容に応じた補正期限にて設定するべく申請者と調整を図り、速やかな対応を促している。

(9) その他、指摘事項のバラツキをなくすために工夫していること

- ・審査時等において、法文上の解釈や手続き上の取扱い等疑義が出た場合、当該担当者が課内調整会議を招集し検討、解決している。また、近隣の特定行政庁へ問い合わせる等、統一を図っている。

(10) その他、確認審査に要する期間を短くするために工夫していること

- ・審査担当部署では、申請受付状況の把握を心がけ、担当者同士の連携を密にすることで審査の着手にバラツキが出ないようにしている。

3. 建築確認審査の迅速化の目標設定

円滑な経済活動の実施を確保しつつ、建築確認の実効性を確保するため、迅速かつ適確な建築確認審査を実施することを目標とする。

特に構造計算適合性判定を要する物件については、確認図書の受付から確認済証交付までの所要期間の平均値※について概ね 35 日以内を目指す。

※「不適合通知」又は「建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない旨の通知」がなされた物件を除いた平均値とする。

4. 建築確認審査の迅速化のための取組み

適確な確認審査を実施することを前提に、確認審査手続きの迅速化について取り組み方針を以下のように定める。

(1) 確認申請受付時点でのチェック方法の徹底

- ・確認図書の受付の時点で、受付要件チェックリストにより、以下の点を確認する。
 - ①記載すべき事項が欠落していないか。
 - ②図書の整合性がとれているか。
 - ③法適合上、大きな問題がないか。
- ・以下のような確認図書は、適正なものとは認めないこととする。
 - ①申請図書等に記載すべき事項が大幅に欠落しており、建築計画が確定していると認められないもの。
 - ②設計図間の不整合が多数あり、審査の実施が困難なもの。

(2) 審査方法（審査手順・申請者とのやりとり方法を含む。）の改善

- ・補正等の書面の交付を行う場合にあっては、相当の期限を定めて補正や追加説明書の提出を求めるものとする。相当の期限は、内容に応じて、概ね2週間以内の一定期間とする。その他の補正等の書面の交付、法定通知の方法、審査期間の考え方等については、「建築確認手続き等の運用改善マニュアル」によるものとし、県内各特定行政庁等で可能な限り統一的な運用を図っていく。
- ・適判物件については、建築計画に大きく影響する斜線規制や容積率制限などを先行して審査し、構造設計に影響を与える問題がないことを概ね確認した上で、意匠図と構造図の整合性を確認し、速やかに構造計算適合性判定機関に送付する。
- ・指摘事項について担当者によるバラツキが生じないように、定期的に内部で情報共有し、調整する。
- ・「完成度の高い申請図書等」を提出させるための方策として、補正指摘等の機会を活用し、設計者に申請の留意点等を周知していく。

(3) 審査体制の改善

- ・円滑な確認審査を可能とするため、意匠審査、構造審査、設備審査をできる限り並行して審査できるよう、審査体制の充実について検討する。

(4) 構造計算適合性判定や消防同意手続きとの並行審査の具体的方法の策定

- ・適判物件については、積極的に並行審査を実施するものとする。また、円滑な並行審査の実施のため、受付後、直ちに構造計算適合性判定機関に連絡することを始めとして、十分な調整や情報交換を行う。
- ・消防同意についても、積極的に並行審査を行うこととし、消防署へ事前協議を行うよう要請するとともに、消防署と十分な調整や情報交換を行う。

(5) 建築確認円滑化対策連絡協議会における意見交換の実施

- ・建築確認円滑化対策連絡協議会を開催し、設計者、都道府県、特定行政庁、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関との積極的な情報交換や意見交換を行い、円滑な確認審査に努める。

(6) その他確認審査手続きの迅速化のための取組みの実施

- ・ 建築主事が、物件毎の審査状況の進捗状況を把握し、目標を達成できるよう、必要に応じて審査体制や審査方法について随時改善を図るとともに、指定構造計算適合性判定機関と十分な調整を図る。

5. 建築確認の審査過程のマネジメント

審査過程のマネジメントについて具体的取組み方針を以下のとおり定める。

(1) 物件毎の進捗管理

- ・ 円滑な確認審査の推進のため、確認図書を受け付けた段階から、物件毎の審査状況の進捗を審査係全員で管理することとし、審査期間の短縮に取り組むものとする。

(2) 一般からの苦情を受け付ける窓口等の設置

- ・ 審査に係る苦情については、窓口にて随時受け付け、課員が適宜対応する。

(3) 苦情窓口を通じた審査の指摘内容のバラツキ等の把握、特定行政庁や指定確認検査機関内での調査体制の整備

- ・ 寄せられた苦情については、建築指導課において整理及び実態調査を実施し、必要に応じてバラツキ是正のための指導、調整を行い運用改善に努めるものとする。

(4) 審査員への指導等の取組み方針

- ・ 建築主事が中心となり、建築主事及び審査担当者との審査方法に関する定期的な情報交換・意見交換の場を設ける。特に、審査に当たって運用を明確にすべき事項については、積極的な意見交換を行う。また、審査担当者の審査技術の向上のため、計画的に研修会等に参加させる。

(5) その他審査バラツキ是正のための取組み

- ・ 日本建築行政会議や都道府県建築行政連絡協議会を通じて、確認審査に当たっての運用の明確化を図る。
- ・ 統一化した審査基準等の作成について特定行政庁等連絡会議において検討する。

6. その他

(1) 推進計画書の公表方法

- ・ 建築指導課のホームページに掲載する。